

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会		
開催日時	令和元年5月22日(水) 午前10時30分から11時30分まで		
開催場所	市役所2階 202会議室		
出席者	(会長) 小沢 志江子 (委員) 遠藤 秀紀、深谷 那奈代、村上 陽子、松浦 真弓 原田 保子 (事務局) 林子育て健康部長、加藤子育て健康部次長、 本松子育て支援課主幹、木戸子育て支援課主幹、岩下副主幹、 中村主事		
次回開催予定日	令和元年7月23日(火)		
問合せ先	子育て支援課(担当者) 木戸、岩下 電話番号 0561-32-8034 ファックス 0561-34-4379 メールアドレス kosodate@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文	要約した理由	—
審議経過	以下の通り		
【発言者】 加藤次長	【内容】 定刻になりましたので、只今から令和元年度第1回みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会を開催いたします。 会議に先立ちまして礼の交換を行います。恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いします。 「互いに礼」 ご着席ください。 委員の皆様方には、過日、文書で依頼をさせていただきましたが、本年度より2年間、みよし市家庭的保育事業所等設置者選定委員会委員に委嘱させていただきます。 本日が第1回の会議となりますので、改めて、市長より委嘱状の交付をさせていただきます。 代表して、会長の小沢志江子委員をお願いします。		
市長	委嘱状。小沢 志江子様。みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会会長に委嘱します。任期は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までです。よろしくをお願いします。		

加藤次長	<p>ありがとうございました。それではここで、市長よりあいさつをさせていただきます。</p>
市長	<p>皆さんこんにちは。みよし市長の小野田賢治です。先ほどは、家庭的保育事業所の設置者を選定していただくため、皆様に審査会の委員をお願いさせていただきました。お忙しいとは存じますが、よろしく願いいたします。</p> <p>私は、8つのまちづくり政策を掲げて市政に取り組んでおりますが、その中でも「切れ目のない子育て環境の整ったまち」を第1の政策としており、「待機児童の解消」は最重要課題の一つであると認識しております。本市では、平成28年度から待機児童が発生していますが、すみれ保育園やわかば保育園など既存の施設の改修、小規模保育事業所1か所の設置など、受入れ枠を増やして対応してきました。</p> <p>この結果、平成28年度にあった37人の待機児童数は、今年度では19人と減少しているものの、依然として解消には至っておりません。</p> <p>このため、今回は、市内2つめとなる小規模保育事業所を設置するという事で、募集を行います。委員の皆様には、本市にふさわしい事業所を選定していただきますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。</p>
加藤次長	<p>ここで、今年度初めての会議ですので、委員の皆様及び職員の自己紹介をお願いします。</p> <p>資料1の名簿の順でお願いしたいと存じますので、小沢先生よりお願いします。</p>
全員	(委員及び職員自己紹介)
加藤次長	<p>当審査会は、本市の附属機関として位置づけております。ここで市長より小沢会長に諮問させていただきます。</p>
市長	<p>みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会 会長 小沢 志江子様。みよし市小規模保育事業所等の設置者の選定について。令和2年4月から開所する、小規模保育事業所の設置者の選定について、貴審査会の意見を求めます。よろしく願いいたします。</p>
小沢会長	<p>よろしく願いいたします。</p>
加藤次長	<p>ありがとうございました。ここで、市長は他の公務のため退席させていただきます。</p> <p>それでは、審議事項に入ります。これより議事の進行は、みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会設置要綱第4条の規定により、小沢会長をお願いいたします。</p>
小沢会長	<p>それでは、会長が議事進行を行うということなので、皆さまよろしく願いいたします。まず、概要説明としてみよしの保育状況、みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会設置要項について、事務局から説明をお願いします。</p>
木戸主幹	<p>資料2をご覧ください。1、2については、市内の認可保育園と幼稚園</p>

	<p>の開設状況です。</p> <p>本市では、保育園に預ける保護者の就労時間の下限を、平成27年度の140時間から段階的に引き下げており、今年度は60時間としています。この影響もあり、平成28年度から待機児童が発生しています。このため、市では既存の保育園を改修するなど定員を増やして対応していますが、今年度19人の待機児童が発生しています。</p> <p>資料3をご覧ください。今回の小規模保育事業所の選定は、こうした状況を踏まえ、乳児の受け皿を増やすことを目的とし、この設置要項に基づいて事業者の審査を行います。</p> <p>以上です。</p>
小沢会長	<p>ありがとうございました。何かご質問があれば発言してください。</p> <p>質問が無いようですので次に進みます。続きまして、令和元年度みよし市家庭的保育事業所等設置者募集要項とみよし市家庭的保育事業所等設置者選定要項について事務局より説明をお願いします。</p>
木戸主幹	<p>資料4をご覧ください。募集要項は、前回募集を行ったときのものと基本的には同じになっています。</p> <p>募集内容は、小規模保育事業所1か所で、定員は10人から19人とし、令和2年4月1日に開所とします。</p> <p>応募資格は、愛知県、岐阜県、三重県内で、認可保育所等を1年以上適切に運営していることなどで、応募に当たっては、保育設備や必要備品について、要項に示す基準を満たしていることなどがが必要です。</p> <p>次に、施設の運営に関しては、開所時間は、11時間以上、開所日は月曜日から土曜日で、職員の配置は、0歳児は児童3人に対して1人、1歳児2歳児は児童6人に対して1人、さらにもう1人を加えた人数の保育士を必要としています。その他、保育の実施に関しては認可保育園と同水準の運営をすることとしています。</p> <p>選定スケジュールは、応募の締め切りが6月28日。その後、事務局が一次審査を行い、7月5日に通知します。二次審査はプレゼンテーションとし、委員の皆さんに審査していただきます。審査の項目は、資料5のとおりです。二次審査は、7月23日を予定しています。</p> <p>以上です。</p>
小沢会長	<p>ありがとうございました。何かご質問があれば発言してください。</p>
遠藤委員	<p><u>Q. 複数の応募があった場合、60点以上を得点している事業所の中で再評価するのか、あるいは60点以上であれば無条件で選考するのですか。</u></p>
木戸主幹	<p>A. 60点以上の事業者が複数あった場合は最も得点の高い事業者で決定する予定です。</p>
松浦委員	<p><u>Q. 配点表のそれぞれの項目が抽象的ですが、視点についての基準はありますか。</u></p>
木戸主幹	<p>A. プレゼンテーションの時には審査項目に沿った内容を順にPRしていただく予定です。皆さんは、審査項目の上から順番に考えていただければ該当の部分の説明があると思います。審査に関しては、5点にするのか1点にするのかの基準に関しては、特にこちらでは用意していないため、皆さ</p>

	んの判断で付けていただければと思います。
村上委員	<u>Q. 給食の提供や衛生管理を実際に見に行くことはありますか。</u>
木戸主幹	A. これから整備する小規模事業所の計画段階での審査となりますので、書類とプレゼンテーションのみで審査をしていただきます。事後については、提案通りできているか、運営基準上適しているかといった判断は子育て支援課が責任を持って指導をしていきます。
遠藤委員	<u>Q. 定員が10人くらいの規模で、複数の事業所から申請が出てきた場合でも1事業所のみを選定となりますか。</u>
木戸主幹	A. 予算の都合上、今回は1事業所のみを選定です。第2、第3と追加で募集を行うということで対応をしていきたいと考えています。
小沢会長	他に質問等なければ、会議の進行を事務局にお返しします。
加藤次長	議事の取り回し、ありがとうございました。プレゼンテーションと「第2回 みよし市小規模保育事業所設置者選定審査会」につきましては、7月23日(火)午後1時30分から開催させていただきます。応募数によって、審査会の終了時刻は変わりますのでご承知おきください。最後に、子育て健康部長よりご挨拶をさせていただきます。
林部長	本日は長時間にわたりまして、慎重に審議いただき誠にありがとうございました。ご説明させていただいた内容におきまして2か所目となる小規模保育事業所を募集してまいります。7月23日の「第2回 みよし市家庭的保育事業所等設置者選定審査会」ではプレゼンテーションにより事業者を選定していく予定です。今後におきましても、委員の皆さんのご理解とご協力をいただきながら待機児童の解消を図ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。
加藤次長	審査会の終了にあたり、礼の交換をします。 恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いします。 「互いに礼」ありがとうございました。
全員	(礼の交換)
	以上